

企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。

1. 業務概要

- ① 業務名
米国市場向け誘客事業「動画・バナー広告」
- ② 業務内容
別紙「仕様書」による
- ③ 履行期限
2027年2月16日（火）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものであること。
- ② 本業務を適切に遂行するに足りる組織体制及び業務遂行能力を有すること。
- ③ 国又は地方公共団体等が定める法令、規則等を遵守していること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、裁判所による更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合を除く。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分その他これに類する経営不振の状態にないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者その他反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- ⑧ 本業務の遂行に当たり知り得た情報について、適切な情報管理及び秘密保持を行う体制を有すること。特に個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守できる体制を整備していること。
- ⑨ 本業務に関し、発注者及び関係機関との協議・調整に適切に対応できる能力及び実施体制を有すること。
- ⑩ 過去5年以内に国、地方公共団体、DMO その他公的機関等が発注する類似業務を受託した実績を有すること。
- ⑪ その他、本事業の趣旨及び目的を十分理解し、誠実に業務を遂行できる者であること。

3. 支払条件及び提案上限額

①支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき 2027 年 2 月末までに支払うものとする。

②提案上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 提出書類

①入札参加意思表明書

入札参加を希望する場合、入札参加意思表明書（添付様式）を以下に記載のとおり提出するものとする。

（ア）提出期限：2026 年 7 月 23 日（木）午後 4 時必着

（イ）提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、書留等配達証明が証明できる方法とすること。）

（ウ）提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

②企画提案書作成要領及び提出等

（ア）作成要領

A) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

B) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

C) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

（イ）企画提案書

A) 提出部数：5 部（正本：社名あり 5 部、副本：社名なし 5 部）

B) 企画提案書の構成

I. 表紙

II. 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

III. 業務に係る提案（事業実施による想定効果を含むこと）

IV. 事業実施スケジュール

V. 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

VI. 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（委託者の承諾を要するものに限る）

VII. 事業実施実績（直近 5 年の類似業務に限る）

VIII. 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）

（ウ）審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

（エ）提出期限：2026 年 7 月 30 日（木）午後 4 時必着

(オ) 提出方法及び提出先

- A) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。）なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。
- B) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部
〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

③その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。また、動画、画像、WEB ページなど制作にかかる費用と広告運用にかかる費用を、項目を分けて記載のうえ提出すること。

5. 企画競争に関する質問

- ① 質問期間：2026 年 7 月 24 日（金）午後 12 時まで
- ② 提出方法
説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（9. 問い合わせ先に記載のアドレスにて）に提出すること。なお、件名を「米国市場向け誘客事業（動画・バナー広告）に関する質問」とすること。
- ③ 質問書に対する回答：質問者に対して、原則として 2026 年 7 月 24 日（金）午後 4 時までに電子メールにより回答する。

6. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法
審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
- (ア) 動画広告・バナー広告事業において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
- (イ) 動画広告・バナー広告事業において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
- (ウ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。
- (エ) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。
- (オ) 事業実施スケジュールは妥当か。
- (カ) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められる

か。

② 結果の通知（予定）

（ア） 2026 年 8 月 5 日（水）までにすべての提案書提出者に対し通知する。

（イ） 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

② 契約保証金：免除する。

③ 契約書作成の要否：要

8. その他留意事項

① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。

② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。

③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者及び本事業の連携先に帰属するものとする。

⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。

⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。

9. 問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

担 当：伊藤

住 所：〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

電 話：052-602-6651 F A X：052-756-2727

メール：info@go-centraljapan.jp

(添付様式)

入札参加意思表明書

令和 年 月 日

一般社団法人中央日本総合観光機構 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

2026 年 7 月 17 日付けで公告のありました下記の事業に係る企画競争入札に参加する意思があることを表明いたします。

なお、本企画競争実施の公告に定める企画競争入札参加資格を満たしていることを誓約します。

業務名：米国市場向け誘客事業「動画・バナー広告」

仕 様 書

1. 事業名

米国市場向け誘客事業「動画・バナー広告」

2. 事業目的

本事業は、動画と画像を用いた広告を効果的に発信、中央日本エリアの魅力を紹介するランディングページ（以下「LP」という。）へ誘導することにより、米国市場における中央日本エリアの認知向上、中央日本エリアへの訪問意欲の喚起並びに中央日本エリアへの誘客拡大と、中部国際空港を玄関口としたエリア内の周遊促進を目的とする。

3. 事業の進め方

受託者は事業の実施にあたって、（一社）中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）及び本事業の連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には委託者及び連携先と協議したうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

4. 事業内容

動画と画像を用いた広告を効果的に発信し、中央日本エリアの魅力を紹介するLPへ誘導することにより、米国市場における中央日本エリアの認知向上、中央日本エリアへの訪問意欲の喚起を支援すること。

米国在住の20～40代の夫婦・パートナー、友人又はFITであって、観光情報をオンライン媒体で取得する者かつ旅行を個人で手配する者（以下「ターゲット」という。）に対し、中央日本エリアの四季の魅力、食文化等をテーマにした動画および画像を制作・広告配信し、中央日本エリアの魅力を紹介するLPへ誘導する。詳細については以下のとおりとする。

(1)制作物・広告配信の内容**ア 制作物**

動画 2本以上、画像 2枚以上、LP 1ページ以上

なお、制作物は英語対応とし、ターゲットに対して中央日本エリアの魅力が効果的に伝わる内容とすること。

イ 広告配信時期

2026年9月1日～2027年1月31日のうち、最も効果的と考えられる時期を提案し、委託者及び連携先と協議のうえ決定すること。

ウ 広告配信回数

動画 最大2回、画像 最大2回

エ 配信媒体の想定：Google、YouTube、Facebook、Instagram等。

なお、受託者はターゲット分析等を踏まえ、最も効果的と考えられる媒体構成及び配信手法を提案すること。

オ 取材・撮影地域

愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、滋賀県

(2)動画及びバナー画像制作要件**ア 企画・構成**

受託者は、米国における訪日旅行の最新トレンド、旅行需要、ターゲットニーズ等を調査・分析したうえで、中央日本エリアの魅力を効果的に訴求できる企画・構成を提案すること。

また、動画広告及びバナー広告からLPへの誘導を促進する導線設計及び訴求内容を工夫すること。

イ 動画制作要件

動画制作にあたっては、以下の要件を満たすこと。

- ターゲットに対して視覚的・感覚的に中央日本エリアの魅力が伝わる内容とすること。
- 四季、食文化、自然、歴史、体験等の観光魅力を効果的に表現すること。
- SNS及び動画広告媒体での活用を想定した構成とすること。
- 英語字幕を付与すること。
- 動画尺は15秒以上60秒以内を基本とし、媒体特性に応じた形式とすること。
- 動画形式はmp4形式を基本とすること。
- 必要に応じて縦型又は横型動画を制作すること。
- 音楽、ナレーション、出演者、映像素材等について必要な権利処理を行うこと。

ウ バナー画像制作要件

バナー画像制作にあたっては、以下の要件を満たすこと。

- ターゲットの関心を喚起し、LPへの遷移を促進するデザインとすること。
- 配信媒体に適したサイズ及び仕様で制作すること。
- 英語表記とし、視認性及び訴求力を確保すること。
- jpeg又はpng形式を基本とすること。
- 必要に応じて複数サイズへ展開可能なデザインとすること。

(3)LP制作・管理

受託者は、中央日本エリアの魅力を紹介するLPを制作し、公開期間中の管理及び運用を行うこと。

なお、LPについては以下の要件を満たすこと。

- 英語対応とすること。
- スマートフォン閲覧を前提としたレスポンス対応を行うこと。
- 代表的なウェブブラウザでの動作保障を行うこと。
- 動画広告及びバナー広告との訴求内容に一貫性を持たせること。
- ターゲットの訪問意欲を高める構成とすること。
- Google Analytics等を活用したアクセス解析が可能な状態とすること。
- 不正アクセス対策等、必要なセキュリティ対策を講じること。
- 本LPの公開から契約期間終了までの間、LPの管理運営業務を行うこと。管理運営業務は、サーバ保守・ドメイン管理・セキュリティ診断・バックアップ・アクセス解析・コンテンツ更新・故障受付・及びその他ウェブサイトの円滑な管理運営に必要な業務を含むこと。
- 新規ドメイン、新規サーバ構築し、作業すること。係る経費は、全て本事業費に含めるものとする。
- 委託者又は連携先の指示に応じて、公開期間中に修正・更新を行うこと。

(4)分析・効果測定

受託者は、広告配信及びLP運用に係る各種指標を把握し、定期的に分析及び改善を行うこと。

ア 広告配信

- 動画視聴回数
- 表示回数
- クリック数
- クリック率
- 完全視聴率
- 広告費用対効果

イ LP

- PV数
- 訪問者数
- 滞在時間
- 離脱率
- 流入経路

(5)留意点

- 制作物の内容については、委託者及び連携先と協議のうえ決定すること。
- 受託者が本業務において撮影・制作した素材については、委託者及び連携先が自由に二次利用できるものとする。

- ・ 制作物については、国内外での利用に支障がないよう必要な権利処理を行うこと。
- ・ 旅行業法、道路運送法、著作権法、景品表示法その他関係法令を遵守すること。
- ・ 公序良俗に反する表現、差別的表現その他不適切な表現を使用しないこと。

5. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、下記内容を含む事業実施報告書を以下のとおり作成し、6の履行期限までに委託者及び連携先に提出すること。

- (1) 記載内容
 - ・ 事業概要
 - ・ 制作物概要
 - ・ 制作物データ（動画、画像、LP）
 - ・ 広告配信概要（媒体、期間、費用等）
 - ・ 動画広告視聴回数
 - ・ バナー広告クリック回数
 - ・ LP訪問者数
 - ・ 効果分析及び改善提案
 - ・ その他委託者及び連携先が指示する事項
- (2) 仕様
 - ・ A4版カラー簡易製本 3部
 - ・ 電子データ 一式
- (3) 提出先
一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部
E-mail: info@go-centraljapan.jp

6. 履行期限

2027年2月16日（火）まで

7. 期待する効果

- (1) アウトプット指標
 - ・ 動画広告配信本数：2本
 - ・ 動画広告配信回数：2回
- (2) アウトカム指標（参考）
 - ア 事業終了後1年目
 - ・ 動画広告視聴回数：13万回以上
 - ・ LP訪問者数：4千名以上
 - イ 事業終了後2年目
 - ・ 動画広告視聴回数：54万回以上
 - ・ LP訪問者数：：16千名以上

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他一切の権利は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、成果物の納品及び検収完了をもって対価の支払いを条件に、委託先及び連携先に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託者は委託先及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度委託先及び連携先と協議のうえ、その指示に従って進めること。